

○青山総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めたいと存じます。

本日は、全委員が御出席でございます。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから第148回個人情報保護委員会を開会いたします。

まず初めに、個人情報保護委員会議事運営規程第3条第5項の規定に基づき、先週7月8日に開催した第147回個人情報保護委員会の審議の結果について、補足の報告も含め、事務局より報告願います。

○青山総務課長 第147回個人情報保護委員会の報告をいたします。

議題は「官民データ活用推進基本計画（案）に対する意見について」及び「地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会の終了について」であり、1件目につきましては、御了承いただきました。

2件目につきましては、事務局から報告を行ったところ、丹野委員長から「今後具体的にはどのような方向になっていくのか」との御質問をいただき、事務局から「今後は、地方公共団体やそれ以外の様々な方々の意見を踏まえ、より幅広い検討が必要であり、懇談会とは別の場で検討を行うという可能性も含め、関係省庁と調整していく」旨、御回答させていただきました。

第147回委員会の御報告は以上でございますが、この際、補足として、2件目について、その後の状況を御報告させていただきたいと存じます。7月9日に開催されました、「第4回個人情報保護制度の見直しに関する検討会」において、懇談会における意見交換の状況を報告したところ、同検討会の高橋座長から「今後は、制度的な在り方についての具体的な議論・検討が必要であるものと認識している。本検討会としては、今後取りまとめる中間整理案に、地方公共団体の個人情報保護制度について、まずはありうべき論点などを記載するとともに、その後、地方公共団体側の意見を聞く機会も設けるなど、地方公共団体とよく御相談しながら、年末の最終報告案に向けて議論を継続していきたい」との御発言があり、地方公共団体の個人情報保護制度に関する今後の検討については、内閣官房の下に設置されている「個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース」及び「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」にて行われることとなりました。委員会としても、懇談会を通して得られた情報や知見について共有するなど、今後の検討に積極的に参画してまいりたいと考えております。

御報告は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。 それでは、議事に入ります。

本日の議題は4つでございます。

議題1「英国データ保護機関（ICO）との連携強化に向けて」について、事務局から説明をお願いいたします。

○鴨企画官 お手元の資料1でございます。

「英国データ保護機関（ICO）との連携強化に向けて」ということで御報告させていただきます。

国境を越えた個人データの流通が加速する中、個人情報保護委員会としましては、国外において発生した漏えい事案等への対応のみならず、海外当局との協力体制の構築を積極的に促進しているところでございます。

今般、英国のデータ保護機関であるInformation Commissioner's Office（ICO）から、当委員会に対し、日英双方が関心を有するトピックについて情報共有や意見交換を行う枠組みを構築してはどうかという提案がございました。

英国につきましては、本年2月1日（英国時間1月31日）、欧州連合（EU）を離脱したところであります。当委員会は、EUに対して行った個人情報保護法第24条に基づく指定を、離脱後においても英国に対し継続させることとしており、また、英国におきましても、EUが日本に対して行った十分性認定の効果を離脱後も維持させることとしております。

このように、英国とはこれまで密接な協力関係を構築しておりまして、引き続き、英国との間でこれを維持させることが肝要と考えております。

また、今後も経済成長の進展に伴い、国境を越えた個人データの流通のより一層の加速が見込まれることから、海外のデータ保護機関との連携枠組みを構築することで、協力関係を確保していくことも重要であると考えております。

以上のことから、当該英国の提案を受けて、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

熊澤委員。

○熊澤委員 説明ありがとうございます。

ICOとの連携強化に向けて一言述べさせていただきます。

本件は、他国のデータ保護機関（DPA）との連携における新たな取組であり、力を入れてしっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

ICOは数ある海外のDPAの中でも組織としての規模が大きく、その実務能力も高いと承知しており、この連携によって当委員会としても得るところが多々あると思います。また、組織のトップであるエリザベス・デンハムコミッショナーとは、一昨年のニュージールランド及び昨年の当委員会主催のAPPAフォーラムの際にもお会いしましたが、この分野での日本との連携にとっても熱心であると感じていたところです。

英国はEU離脱もあって、更に重要性の高まっている国でもあり、これを機により緊密な関係を維持していきたいと考えます。

私からは以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたかございますか。

では、今の御意見を踏まえて、連携強化に励みたいと思います。

それでは、次の議題に移ります。

○丹野委員長 議題2及び3は、監督関係者以外の方は退席願います。

(監督関係者以外退室)

○丹野委員長 それでは、議題2「監視監督について①」について、事務局から説明をお願いいたします。

(内容については非公表)

それでは、次の議題に移ります。

○丹野委員長 議題3「監視監督について②」について、事務局から報告をお願いいたします。

(内容については非公表)

それでは、次の議題に移ります。

○丹野委員長 次に、議題4「その他」です。「法務大臣（戸籍関係情報の提供に関する事務）の全項目評価書の公表について」、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 法務省が作成しました「戸籍関係情報の提供に関する事務 全項目評価書」につきましては、第146回の委員会において御承認いただいたところですので。その際に決定いただいた「個人情報保護委員会による審査」欄への記載事項については、評価実施機関において評価書に反映していただいております。

今般、6月30日付けで「マイナンバー保護評価Web」及び法務省のホームページにて評価書が公表され、全項目評価に必要な全ての手続が終了しましたので、御報告いたします。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告について、何か御質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、報告ありがとうございました。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料については、公表しないこととした資料以外は、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

○丹野委員長 それでは、そのように取り扱います。

では、本日の会議は閉会といたします。